

1. 計画の位置づけ

(1) 他計画との関係

本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」などの関係法令や国及び北海道の計画に基づくものであり、本市の「第5期恵庭市総合計画」及び「第2次 恵庭市環境基本計画」に則して策定するものです。

また、本計画は10年間の長期計画であり、各年度の事業については「恵庭市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

本計画の位置付けは、図1-1-1-1のとおりです。

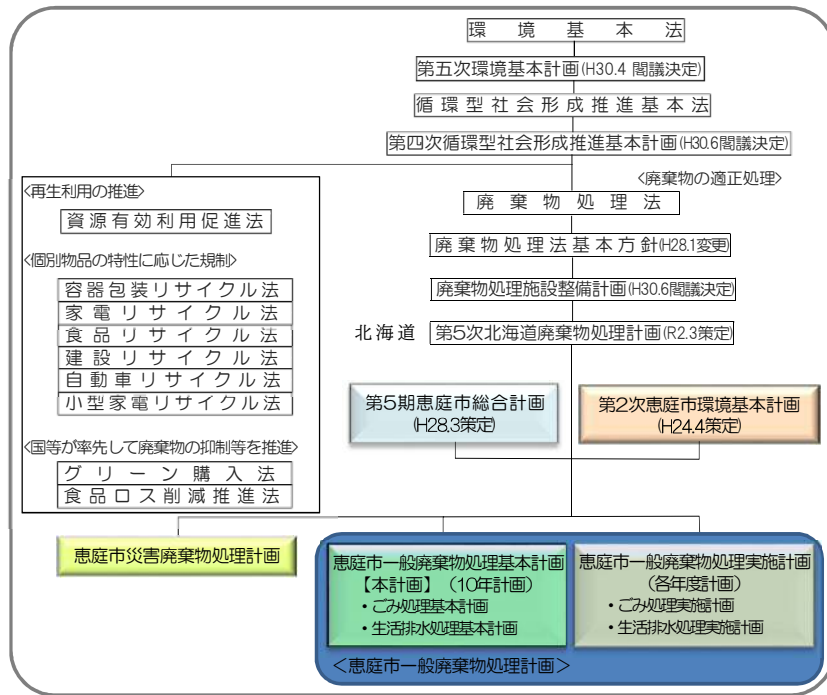


図1-1-1-1 恵庭市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

(1) 他計画との関係

本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」などの関係法令や国及び北海道の計画に基づくものであり、本市の「第5期恵庭市総合計画」及び「第3次 恵庭市環境基本計画」に則して策定するものです。

また、本計画は10年間の計画であり、各年度の事業については「恵庭市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

本計画の位置付けは図1-1-1-1のとおり、本計画とSDGsの関連は図1-1-1-2のとおりです。

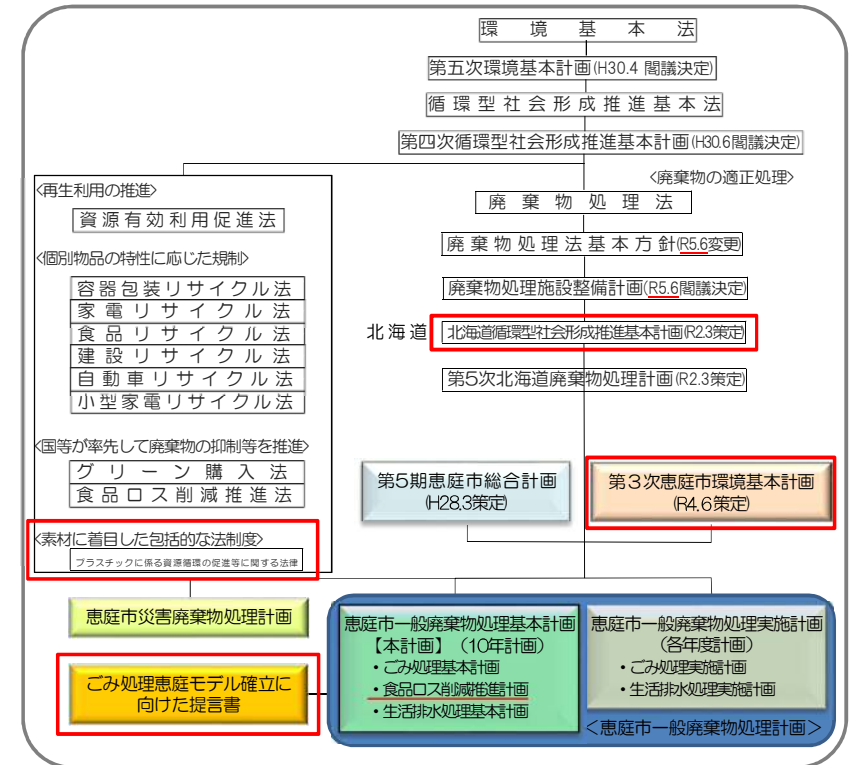


図1-1-1-1 恵庭市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

表2-1-2-5 資源物の搬入量及び資源化量 (単位 t)

搬入量		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
缶・びん・ペット類	収集	1,113	1,073	1,054	1,059	1,049	1,038	1,027	991	959	940	975
	直搬	191	164	160	155	155	128	106	98	85	91	75
	小計	1,304	1,237	1,214	1,214	1,204	1,166	1,134	1,088	1,043	1,031	1,050
プラ類	収集	1,017	982	969	1,008	1,033	1,027	1,041	1,048	1,063	1,076	968
	直搬	8	4	5	3	4	5	6	6	7	8	10
	小計	1,026	987	974	1,011	1,037	1,033	1,047	1,054	1,070	1,084	978
紙類	収集	998	876	817	771	732	710	644	524	434	408	351
	直搬	68	54	68	52	55	53	50	47	44	34	30
	小計	1,065	930	885	823	787	762	694	570	478	442	380
蛍光管・乾電池	直搬	14	14	15	15	13	15	14	15	8	-	-
合計		3,408	3,167	3,088	3,063	3,041	2,976	2,888	2,727	2,599	2,557	2,408

資源化量		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
スチール缶	153	137	136	128	131	103	91	82	77	71	65	
アルミ缶	121	126	115	116	110	117	110	107	109	93	91	
ダンボール	444	387	355	339	320	324	304	266	234	212	177	
紙バック	31	31	28	26	23	21	20	17	16	14	13	
シュレッダー	9	11	5	8	3	4	3	3	3	3	3	
新聞紙	345	296	303	291	285	272	245	208	181	156	146	
雑誌	279	232	218	203	195	176	148	107	84	75	67	
ペットボトル	272	250	245	239	252	243	232	234	228	225	250	
ガラスびん	無色	179	160	157	154	162	159	156	146	140	139	130
	茶色	203	198	197	186	191	192	192	179	173	170	158
	その他	159	162	157	97	97	111	94	92	85	92	73
プラ容器	999	967	920	968	963	988	1,012	1,021	1,006	1,044	973	
蛍光管	14	14	13	11	13	13	10	11	7	2	2	
乾電池	18	18	18	15	21	19	18	15	17	12	12	
生鉄	120	71	72	68	81	92	92	91	88	89	118	
合計		3,348	3,059	2,942	2,851	2,846	2,835	2,728	2,581	2,448	2,397	2,281

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数値と内訳の計が一致しないことがある。

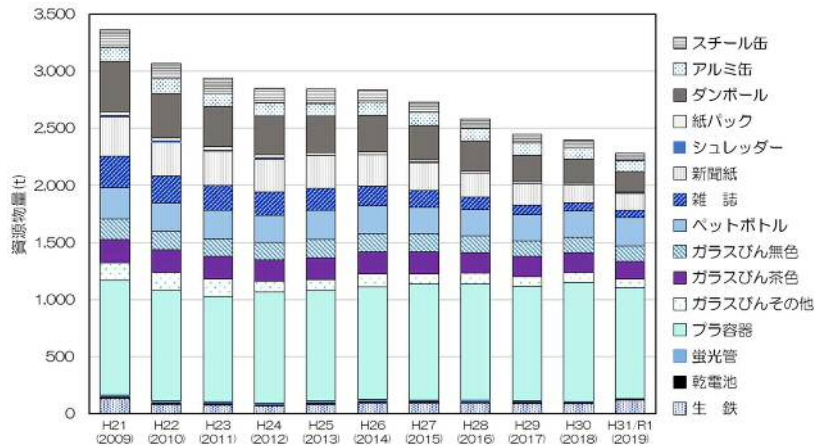


図2-1-2-6 種類別の資源化量の推移

2) 資源化

① 資源物

資源物の搬入量及び資源化量の推移は、表2-1-2-5及び図2-1-2-6のとおりです。資源物の搬入量は年々減少しており、民間回収拠点への搬入が増えていることに加えて、電子端末機器の普及による情報媒体の電子化やペーパーレス化が進んだことにより特に紙類の低下が顕著となっています。

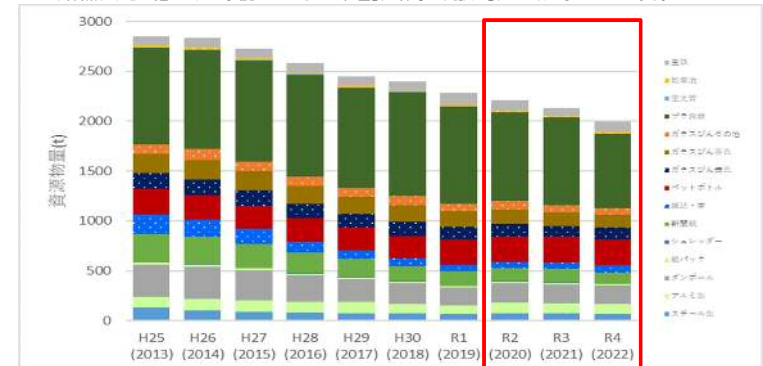
表2-1-2-5 資源物の搬入量及び資源化量 (単位 t)

搬入量		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
缶・びん・ペット類	収集	1,049	1,038	1,027	991	959	940	975	996	985	962
	直搬	155	128	106	98	85	91	75	15	7	7
	小計	1,204	1,166	1,134	1,088	1,043	1,031	1,050	1,011	992	969
プラ類	収集	1,033	1,027	1,041	1,048	1,063	1,076	968	878	872	709
	直搬	4	5	6	6	7	8	10	3	2	2
	小計	1,037	1,033	1,047	1,054	1,070	1,084	978	881	874	710
紙類	収集	732	710	644	524	434	408	351	384	403	396
	直搬	55	53	50	47	44	34	30	26	19	15
	小計	787	762	694	570	478	442	380	410	422	411
蛍光管・乾電池	直搬	13	15	14	15	8	-	-	-	-	-
合計		3,041	2,976	2,888	2,727	2,599	2,557	2,408	2,302	2,289	2,091

資源化量		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
スチール缶	131	103	91	82	77	71	65	74	72	65	
アルミ缶	110	117	110	107	109	93	91	106	102	100	
ダンボール	320	324	304	266	234	212	177	199	190	189	
紙バック	23	21	20	17	16	14	13	14	12	11	
シュレッダー	3	4	3	3	3	3	3	5	4	3	
新聞紙	285	272	245	208	181	156	146	128	139	112	
雑誌・本	195	176	148	107	84	75	67	68	64	70	
ペットボトル	252	243	232	234	228	225	250	245	262	260	
ガラスびん	無色	162	159	156	146	140	139	130	131	103	120
	茶色	191	192	192	179	173	170	158	146	139	134
	その他	97	111	94	92	85	92	73	81	73	63
プラ容器	963	988	1,012	1,021	1,006	1,044	973	891	878	744	
蛍光管	13	13	10	11	7	2	2	3	2	3	
乾電池	21	19	18	15	17	12	13	15	15	21	
生鉄	81	92	92	91	88	89	118	106	80	97	
合計		2,846	2,835	2,728	2,581	2,448	2,397	2,281	2,210	2,136	1,994

※ 小数点以下を四捨五入して表記しているため、合計の数値と内訳の数値が一致しないことがある。



## 第2節 計画策定の基本的考え方

### 1. ごみ処理の理念

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められるなど、世界的には持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための取り組みが進められています。

また、国においても、地域循環共生圏形成による地域活性化などによる持続可能な社会づくりとの統合的取組のため、施策の基本的方針を定める「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）が策定されるとともに、プラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出などを目指す「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）などが進められています。

これらの情勢を踏まえ、本市では市民・事業者・市が協力して「3R+ Renewable（持続可能な資源）」などのごみの減量化・資源化の取り組みを進めるとともに、適正なごみ処理を行っています。

#### 基本理念

ごみの発生抑制・適正処理の推進により資源循環のすすむまち  
～みんなで作る循環型都市えにわ～

### 2. 基本方針

本市では、3つの基本方針により、循環型社会の形成を目指します。

#### (1) ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

ごみの減量化・資源化のために、「3R+Renewable」や、「Reduce（減らす）」につながる「Refuse（必要ないものは断る）」、「Repair（修理して使う）」、「Rental（借りる）」といった取り組みを促進し、資源循環の推進に努めます。

#### (2) 適切な施設運営と効率的な収集運搬

焼却施設、リサイクルセンターなどのごみ処理施設と戸別収集方式を基本とした収集運搬体制について、社会情勢に応じた適切な運営をするとともに、エネルギーの有効活用を図り、再生利用や循環型社会の形成に取り組むこととします。

#### (3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

高齢化問題や大規模災害への備え、脱炭素社会の構築などの新たな課題を解決するため、市民・事業者・市が課題を共有し、ライフサイクル全体での資源循環の実現に取り組むこととします。

## 第2節 計画策定の基本的考え方

### 1. ごみ処理の理念

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められるなど、世界的には持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための取り組みが進められています。

また、国においても、「第五次環境基本計画」（平成30年4月）を策定し、循環型社会形成に関する戦略として「食品ロスの削減」、「廃棄物の適正処理の推進」を明示しているほか、地域循環共生圏形成による地域活性化などによる持続可能な社会づくりとの統合的取組のため、施策の基本的方針を定める「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）が策定されるとともに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、プラスチック資源循環促進法（令和3年6月）が成立し、令和4年4月から施行されています。

これらの情勢を踏まえ、本市では市民・事業者・市が協力して「3R+ Renewable（持続可能な資源）」などのごみの減量化・資源化と脱炭素化の取り組みを並行して進めるとともに、適正なごみ処理を行っています。

#### 基本理念

ごみの発生抑制・適正処理の推進により資源循環のすすむまち  
～みんなで作る循環型都市えにわ～

### 2. 基本方針

本市では、3つの基本方針により、循環型社会の形成を目指します。

#### (1) ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

ごみの減量化・資源化のために、「3R+Renewable」や、「Reduce（減らす）」につながる「Refuse（必要ないものは断る）」、「Repair（修理して使う）」、「Rental（借りる）」といった取り組みを促進し、資源循環の推進に努めます。

#### (2) 効率的な収集運搬と適切な施設運営

戸別収集方式を基本とした収集運搬体制と焼却施設、リサイクルセンターなどのごみ処理施設について、社会情勢に応じて適切に運営するとともに、エネルギーの有効活用を図り、再生利用や循環型社会の形成に取り組むこととします。

#### (3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

超高齢化の進展や大規模災害への備え、脱炭素社会の構築などの新たな課題を解決するため、市民・事業者・市が課題を共有し、ライフサイクル全体での資源循環の実現に取り組むこととします。

### 第3節 計画における具体的方策に関する事項

#### 1. 市民・事業者・市の役割

循環型社会の形成のためには、市民、事業者、行政のすべてが協力しあい、実現へ向けて積極的に取り組むことが必要です。

市は率先して排出抑制・再資源化に取り組むとともに、市民・事業者の取り組みを促進・支援していきます。

##### ① 市民の役割

市民は、これまであった大量消費・廃棄型の生活様式を見直すため、購入・消費・廃棄時において、ごみになる物の受取辞退や物を長く使うことなどに努め、資源物の分別排出を進める2Rを優先した3Rを実践し、循環型社会の形成に取り組むことが期待されます。

そのため、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって、社会や経済情勢、地球環境に影響を及ぼしうることなど、自らが循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動することが必要となります。

##### ② 事業者の役割

事業者は、製品製造段階での減量化、過剰包装・容器包装の抑制、リユース容器の利用・回収促進などによる廃棄物の発生抑制に努めるとともに、製造業者・小売事業者においては再使用しやすい製品の製造や導入、3Rの実践を促す情報発信やサービスの提供などにより、消費者の循環型社会形成への生活様式定着を進める取り組みを推進することが求められます。

また、これらの事業活動に伴って生ずる廃棄物については、排出者責任の原則により適正処理することが必要となります。

##### ③ 市の役割

市は、排出されたごみについては可能な限り資源化するとともに、資源化できないものについては適切に処理します。

そのため、ごみの分別・収集体制については経済性・効率性の観点から適宜必要な見直しを行い、環境に配慮した安定的なごみ処理体制の維持・運営に努めます。

また、市民及び事業者に対して、ごみの発生抑制・再利用・資源化を推進するための意識啓発や、必要な情報の収集・発信を行うとともに、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策を立案・実施することとします。

### 第3節 計画における具体的方策に関する事項

#### 1. 市民・事業者・市の役割

循環型社会の形成のためには、市民、事業者、行政のすべてが協力しあい、実現へ向けて積極的に取り組むことが必要です。

市は率先して排出抑制・再資源化に取り組むとともに、市民・事業者の取り組みを促進・支援していきます。

##### ① 市民の役割

市民は、これまであった大量消費・廃棄型の生活様式を見直すため、購入・消費・廃棄時において、ごみになる物の受取辞退や物を長く使うことなどに努め、資源物の分別排出を進める2Rを優先した6Rを実践し、循環型社会の形成に取り組むことが期待されます。

そのため、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって、社会や経済情勢、地球環境に影響を及ぼしうることなど、自らが循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動することが必要となります。

##### ② 事業者の役割

事業者は、市と協働して適正な分別排出やごみの減量化に向けた取組みに積極的に努めるとともに、特に製造業者・小売事業者においては、製品製造段階での減量化、過剰包装・容器包装の抑制、リユース容器の利用・回収促進などによる廃棄物の発生抑制、再使用しやすい製品の製造や導入、6Rの実践を促す情報発信やサービスの提供などにより、消費者の循環型社会形成への生活様式定着を進める取り組みを推進することが求められます。

また、これらの事業活動に伴って生ずる廃棄物については、排出者責任の原則により適正処理することが必要となります。

##### ③ 市の役割

市は、排出されたごみについては可能な限り資源化するとともに、資源化できないものについては適切に処理します。

そのため、ごみの分別・収集体制については経済性・効率性の観点から適宜必要な見直しを行い、環境に配慮した安定的なごみ処理体制の維持・運営に努めます。

また、市民及び事業者に対して、ごみの発生抑制・再利用・資源化を推進するための意識啓発や、必要な情報の収集・発信を行うとともに、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策を立案・実施することとします。

(3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

表2-3-2-3 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

No	方策	内容
1	少子高齢化社会への対応	高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的に行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	食品ロスの削減	食品ロスを削減するために食品を買いすぎない、自宅や飲食店における食べ切りの実践等、市民・事業者等と連携しながら取り組んでいきます。
4	プラスチック資源循環への対応	化石燃料由来のプラスチック製品からの転換や、リサイクルシステムの新たな取り組みなど、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点を考慮した検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
5	今後懸念される様々な課題への対応	持続可能な社会を目指した国際協調の取組みが進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。 また、自らも事業者として、グリーン購入などの取り組みを 実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。



(3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

表2-3-2-3 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組み

No	方策	内容
1	少子高齢化社会への対応	福祉関係者と連携した高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的に行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	食品ロスの削減	食品ロスを削減するために食品を買いすぎない、自宅や飲食店における食べ切りの実践等、市民・事業者等と連携しながら取り組んでいきます。
4	プラスチック資源循環への対応	化石燃料由来のプラスチック製品からの転換としてバイオマスプラスチックへの素材変更(ごみ袋)や、 <u>プラスチック資源循環促進法の趣旨も踏まえた廃プラスチックの適正処理に資するリサイクルシステムの取り組みなど</u> 、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点を考慮した検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
5	今後懸念される様々な課題への対応	持続可能な社会を目指した国際協調の取組みが進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。 また、自らも事業者として、 <u>バイオマスプラスチックを使用したごみ袋の導入やグリーン購入などのカーボンニュートラルに資する取り組み</u> を実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。

第5節 適正な処理を実施するための基本的な計画

1. 収集・運搬計画

(1) 基本方針

分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

(2) ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

(3) ごみ収集・運搬の機材

ごみの収集・運搬業務は、委託により行います。また、ごみ質やごみ量の変化、受入れ体制の変更などの状況が大きく変化した場合においては、効率的収集・運搬体制を検討し、必要に応じて見直しを行います。

また、ごみの収集・運搬車両を更新する際には、委託業者に低公害車の導入を推奨します。

2. 中間処理計画

(1) 基本方針

令和2年度から焼却施設が本稼働したことから、資源化できるものは極力資源化し、資源化できないものは焼却処理を中心とする減量化・減容化を図り、最終処分場への負担を軽減することとします。

また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じます。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法は、令和2年度以降、表2-5-2-1のとおり実施しています。

表2-5-2-1 中間処理の方法

ごみの種別	処理方法	中間処理施設
燃やせるごみ	焼却	焼却施設
生ごみ	破碎分別	生ごみ・し尿処理場
危険ごみ	選別	ごみ処理場(最終処分場)
粗大ごみ	可燃性 破碎 焼却	焼却施設
	不燃性 破碎磁選	ごみ処理場(最終処分場)
資源物	選別 圧縮梱包 コンテナ積替	リサイクルセンター

第5節 適正な処理を実施するための基本的な計画

1. 収集・運搬計画

(1) 基本方針

分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

(2) ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

(3) ごみ収集・運搬の機材

ごみの収集・運搬業務は、委託により行います。また、ごみ質やごみ量の変化、受入れ体制の変更などの状況が大きく変化した場合においては、効率的収集・運搬体制を検討し、必要に応じて見直しを行います。

また、ごみの収集・運搬車両を更新する際には、委託業者に次世代自動車の導入を推奨します。

2. 中間処理計画

(1) 基本方針

令和2年度から焼却施設が本稼働したことから、資源化できるものは極力資源化し、資源化できないものは焼却処理を中心とする減量化・減容化を図り、最終処分場への負担を軽減することとします。

また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じます。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法は、表2-5-2-1のとおり実施しています。

表2-5-2-1 中間処理の方法

ごみの種別	処理方法	中間処理施設
燃やせるごみ	焼却	焼却施設
生ごみ	破碎分別	生ごみ・し尿処理場
危険ごみ	選別	ごみ処理場(最終処分場)
粗大ごみ	可燃性 破碎 焼却	焼却施設
	不燃性 破碎磁選	ごみ処理場(最終処分場)
資源物	選別 圧縮梱包 コンテナ積替	リサイクルセンター